

令和5年11月10日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）
標記について、下記のとおり確認及び補正を求めますので、本月24日（金）までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和5年10月10日（火）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和5年10月13日（金）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
免責許可決定の確定により債権差押命令が取り消された場合における、執行供託における供託金の払渡手続が書いてある文書
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当する行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

（1）昭和55年9月6日付け法務省民四第5333号法務省民事局長通達

（2）平成17年3月1日付け法務省民商第544号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達

（3）平成28年12月27日付け法務省民商第188号法務省民事局商事課長通知

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

- 5 開示請求手数料について（補正を求める事項）
上記4の行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は3件（上記4（1）から（3）までが各1件）、開示請求手数料は900円となります。
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。